

令和 3 年 5 月 10 日
厚生労働省 石川労働局

一般社団法人 石川県鉄工機電協会 御中

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等の周知のお願い

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 3 年 4 月 30 日までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、一部内容を変更し、この特例措置を 6 月 30 日まで延長いたしました。特に業況が厳しい事業主につきましては、助成額の上限や助成率を引き上げています。

また、雇用調整助成金は、例えば、飲食店等が閉店時間を早めて、1 日の所定労働時間のうち、一部を休業するといった短時間休業にも活用することができ、雇用調整助成金の活用が難しい中小企業におかれましては、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を利用することができます。

つきましては、別添リーフレット等を参考に、傘下の会員等への周知、広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

御多用のところ恐縮ではございますが、雇用調整助成金の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【照会先】 石川労働局（金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎 5 階）

★ 雇用調整助成金に関すること

職業安定部 職業対策課 ☎076-265-4428

★ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関すること

職業安定部 職業安定課 ☎076-265-4427

令和3年5月・6月の 雇用調整助成金の特例措置等について

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年4月30日**までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、**一部内容を変更し、**

この特例措置を6月30日まで延長いたします。

特例措置の内容

判定基礎期間の初日		～4月末	5月・6月	
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) 13,500円 ①	
	業況特例 (※1) 【全国】	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②	
	地域に係る特例 (※2)	緊急事態宣言	-	予定 4/5 (10/10) 15,000円 ②
		まん延防止等 重点措置	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②
大企業	原則的な措置 【全国】	2/3 (3/4) 15,000円	2/3 (3/4) 13,500円 ①	
	業況特例 (※1) 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②	
	地域に係る特例 (※2)	緊急事態宣言	4/5 (10/10) 15,000円	予定 4/5 (10/10) 15,000円 ②
		まん延防止等 重点措置	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

①は令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」の要件により適用する助成率を判断しています。

②は令和3年1月8日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により適用する助成率を判断しています。

○予定の部分は施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定です。

○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

厚生労働省HP

お問合せ先 ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



※1 業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

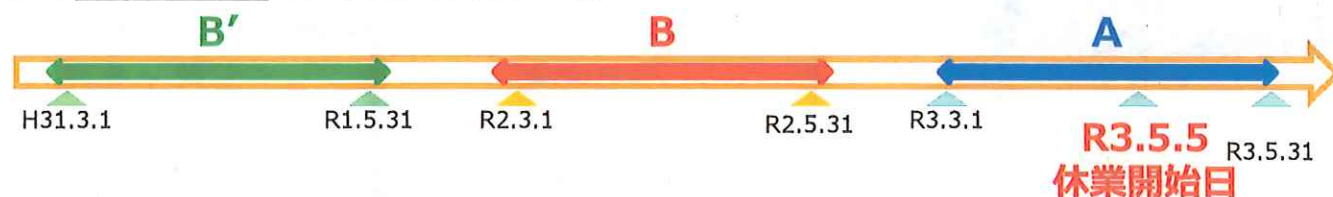
【対象となる事業主】

AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、**Aが30%以上減少**している事業主

A：休業の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、**前年同期**または**前々年同期**の生産指標（雇用保険適用事業所設置後であって労働者を雇用している場合に限る。）

例：令和3年5月から休業を実施した場合



【対象となる休業等】

令和3年1月8日から6月末まで(※)の休業等（短時間休業を含む）

(※) 中小企業は5月1日から6月末まで（4月末までは本特例を受けずに同様の助成が受けられます。）

※2 地域に係る特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- ①まん延防止等重点措置の対象区域において都道府県知事による要請等を受けて、
- ②まん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短時間休業を含む）



厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

※上記の他、前ページのとおり厚生労働省令の改正等を行ったうえで緊急事態宣言に関する特例を設ける予定です。

新型コロナウイルスの影響を受ける事業主の方へ

雇用調整助成金は短時間休業にも ご活用いただけます！！

(※) 短時間休業とは、1日の所定労働時間のうち、一部（例えば9時～10時）を休業することをいいます。

例えば、飲食店が、知事からの20時までの営業時間短縮の要請に協力し、閉店時間を早め、所定労働時間の一部について休業とする場合にもご活用いただけます。

雇用調整助成金の短時間休業への活用例

短時間休業によって雇用調整助成金を受給する場合、事業所に勤める全労働者が一斉に休業する必要がありましたが、特例措置により、短時間休業に活用しやすくなっています。

1. シフト制をとっている職場の場合

⇒ シフト制における短時間休業にも活用可能です

(例：営業時間短縮によりシフト減した労働者の短時間休業)

2. 社内の部門や部署で働き方が異なる場合

⇒ 部署や部門ごとの短時間休業にも活用可能です

(例：業績の落ち込んだ一部門のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業)

3. 宿泊業など常時配置が必要な労働者がいる場合


⇒ 職種等に応じた短時間休業にも活用可能です

(例：常時配置が必要な労働者以外の労働者の短時間休業)

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL030121企02

1

Q.シフト制によるなど労働日が不確定な業種の事業主については、どのように取り扱われるのですか。

事業主においては、昨年同時期のシフトや直近月のシフト等に基づいて労働日の設定を行い、それに基づき休業日を決め、休業手当を支払うこととしている場合は助成対象としています。

また、支給申請時に休業手当の支払いの元になるシフト等の提出をお願いしますこととなります。

なお、雇用期間が短い者についても、直近の当人のシフトや同様の勤務形態の者のシフトを参考に事業主が勤務シフトを作成し、休業手当の支払いを行うことで雇用調整助成金の対象となり得ます。

2

Q. 都道府県知事の営業時間短縮の要請に協力し、早めに閉店し労働者を帰した場合にも対象となるのでしょうか。

時間単位の休業手当を支払った場合は助成対象としています。

(例：通常23時まで開店している店舗であったが、20時に閉店し通常よりも3時間短縮しての勤務)

3

Q.申請を行いたいのですが、どのようにすればよろしいのでしょうか。

厚生労働省HPに特例用の様式等について掲載していますので、そちらをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

※以下のキーワードで検索いただいても同様のページを閲覧できます。

「雇用調整助成金 様式ダウンロード 新型コロナ特例」

雇用調整助成金に係るQ&Aは、上記の他、以下のホームページで公開しています。支給申請に当たり、重要なものもございますので、**必ずご確認**いただきますようよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象期間の延長 及び緊急事態宣言の発令等に伴う地域特例のお知らせ

申請対象期間の延長及び日額上限の変更について

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、**申請対象期間が令和3年6月末まで延長**となりました。なお、今回延長の対象となった5月・6月分については、**1日あたりの支給上限額が原則9,900円（※）**となります。

	申請対象期間	申請期限	支給上限日額
中小企業	令和2年10月～12月	令和3年5月31日（月）	11,000円
	令和3年1月～4月	令和3年7月31日（土）	
	令和3年5月～6月	令和3年9月30日（木）	9,900円（※）
大企業	令和2年4月～6月	令和3年7月31日（土）	11,000円
	令和3年1月8日～4月		
	令和3年5月～6月	令和3年9月30日（木）	9,900円（※）

【注意点】（中小企業、大企業共通）

- ※一部対象地域においては、申請対象期間が5月～6月分の場合でも、支給上限日額が11,000円となります。（詳細については裏面をご参照ください。）
- 申請開始日は休業した期間の翌月初日からとなります。（例：5月の休業であれば6月1日から申請可能）

【中小企業にお勤めの場合の注意点】

- 休業した期間が令和2年4～9月であっても以下の場合であれば申請を受け付けます。
 - ・ 10/30に公表したリーフレットの対象となる方（☆）
 - 令和3年5月31日（月）までに対象となる旨の疎明書を添付して申請いただければ、本制度を知った時期にかかわらず受け付けます。
 - ・ 既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方
 - 支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請いただければ受け付けます。

（☆）・いわゆるシフト制、日々雇用、登録型派遣で働かれている方
 ・ショッピングセンターの休館に起因するような外的な事業運営環境の変化に起因する休業の場合
 ・上記以外の方で労働条件通知書等により所定労働日が明確（「週○日勤務」など）であり、かつ、労働者の都合による休業ではないにもかかわらず、労使で休業の事実について認識が一致しない場合。

【大企業にお勤めの場合の注意点】

- 対象者については大企業に雇用されるシフト制労働者等（※）であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取っていない方。

（※）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

※令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含まれます。対象都道府県については、裏面に記載の厚生労働省HP特設サイト中の「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」のご案内リーフレットをご確認ください。



(注) 緊急事態宣言に関する特例は施行にあたって厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定です。

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う特例（地域特例）

以下の地域特例の対象となる期間及び区域において、知事が行う要請を受けて飲食店等の施設について営業時間の短縮等に協力する場合で、事業主に休業させられる労働者が休業手当を受け取れないときは、**1日あたりの支給上限額が11,000円**となります。

【対象となる休業】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等が命じる休業

- ①緊急事態宣言が発令された地域及びまん延防止等重点措置の対象区域において都道府県知事による要請等を受けて、
- ②緊急事態宣言が発令された期間及びまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

		令和3年4月末まで	令和3年5月・6月
中小企業	原則的な措置	8割 上限額: 11,000円	8割 上限額: 9,900円
	地域特例	—	8割 上限額: 11,000円
大企業	原則的な措置	8割(※) 上限額: 11,000円	8割 上限額: 9,900円
	地域特例	—	8割 上限額: 11,000円

(※) なお、大企業にお勤めの方については、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業の場合は、6割となります。

地域特例の対象となる期間及び区域(令和3年4月30日時点)

- 対象期間 → 令和3年5月1日～令和3年6月30日
- 緊急事態宣言が発令された対象地域
- まん延防止等重点措置の適用地域の知事が定める区域

※詳細については、厚生労働省ホームページに掲載されている区域を参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000775192.pdf>



お問い合わせ

■厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

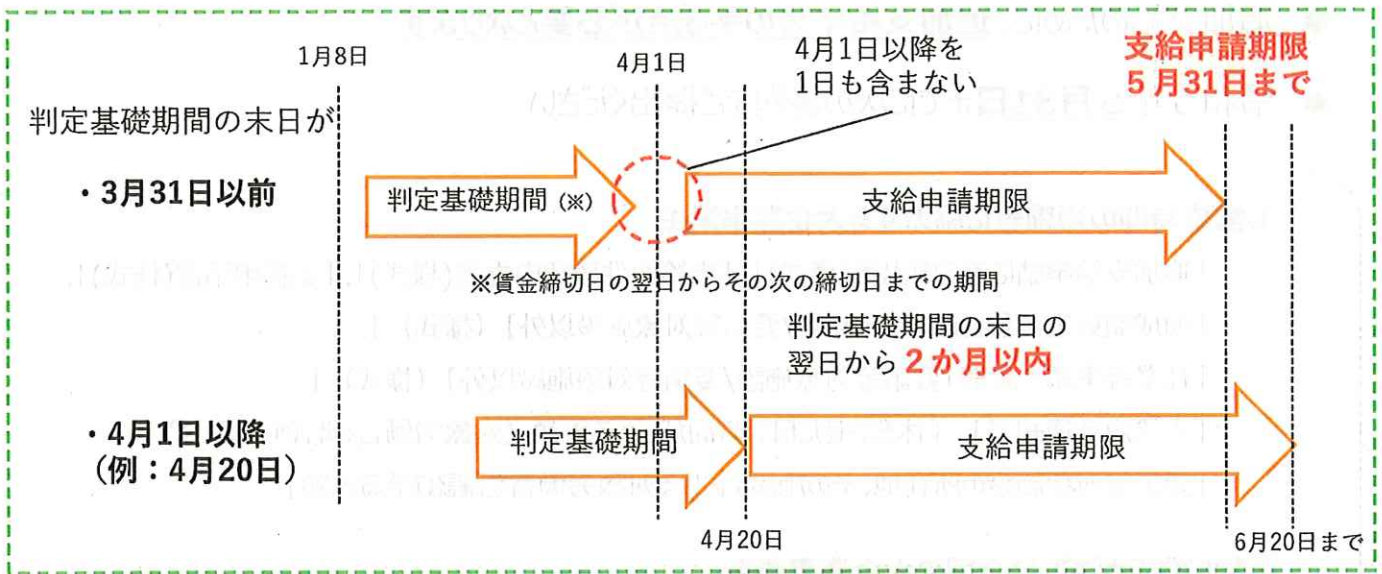


緊急事態宣言等対応特例の支給申請について

申請期限

通常は、判定基礎期間の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請を行う必要がありますが、**緊急事態宣言等対応特例（※）に係る申請については、令和3年3月31日までに判定基礎期間の末日がある休業等**について、**令和3年5月31日まで**申請を可能とします。

- (※) ①営業時間の短縮等に協力する大企業事業主
②特に業況が厳しい全国の大企業事業主
③中小企業事業主 が該当



特例の対象となる休業等についてまだ申請されていない事業主の方※

- 令和3年5月31日までに次の書類をご提出ください※※

①営業時間の短縮等に協力する大企業事業主

「事業活動の状況に関する申出書（様式）」、「支給要件確認申立書(様式)」、「支給申請書(様式)」、
「助成額算定書【要請等対象施設/要請等対象施設以外】(様式)」、
「休業等実績一覧表【要請等対象施設/要請等対象施設以外】(様式)」、「休業協定書」、「生産指標の確認のための書類」、
「休業させた日や時間がわかる書類」、「要請等対象施設の所在地、その施設における対象労働者を確認できる書類」

②特に業況が厳しい全国の大企業事業主

「事業活動の状況に関する申出書（様式）」、「支給要件確認申立書(様式)」、「支給申請書(様式)」、
「助成額算定書（様式）」、「休業等実績一覧表（様式）」、「休業協定書」、
「生産指標の確認のための書類（30%以上の減少がわかる書類）」、「休業させた日や時間がわかる書類」

③中小企業事業主

「事業活動の状況に関する申出書（様式）」、「支給要件確認申立書(様式)」、
「支給申請書(様式)」、「助成額算定書（様式）」、「休業等実績一覧表（様式）」、「休業協定書」、
「生産指標の確認のための書類」、「休業させた日や時間がわかる書類」

※：特例の対象となる休業等についてすでに支給申請している事業主の方は、裏面を参照して下さい。
※※：2回目以降の申請では提出が不要な書類もございます。詳しくは雇用調整助成金ガイドブックをご覧ください。

支給申請はお済みでまだ支給決定されていない事業主の方

- 管轄の労働局等にご連絡下さい
- **差額（追加支給分）をどのような形で支払うか、管轄の労働局よりご案内いたします**
※ 審査の状況によっては、一旦支給決定し、そのあと追加支給申請していただくようお願いする場合がございます

すでに支給決定された事業主の方

- 追加支給のために、**追加支給申請の手続きが必要となります**
- 令和3年**5月31日**までに次の書類をご提出ください

①営業時間の短縮等に協力する大企業事業主

「追加支給申請に係る申出書(様式)」、「支給要件確認申立書(様式)」、「支給申請書(様式)」、
「助成額算定書【要請等対象施設/要請等対象施設以外】(様式)」、
「休業等実績一覧表【要請等対象施設/要請等対象施設以外】(様式)」、
「支給決定通知書」、「休業させた日や時間がわかる書類（対象労働者を増やした場合）」
「要請等対象施設の所在地、その施設における対象労働者を確認できる書類」

②特に業況が厳しい全国の大企業事業主

「追加支給申請に係る申出書(様式)」、「事業活動の状況に関する申出書(様式)」、
「支給要件確認申立書(様式)」、「支給決定通知書」、「生産指標の確認のための書類」、
「休業させた日や時間がわかる書類（対象労働者を増やした場合）」

③中小企業事業主

「追加支給申請に係る申出書(様式)」、「支給要件確認申立書(様式)」、「支給決定通知書」、
「休業させた日や時間がわかる書類（対象労働者を増やした場合）」

申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、下記のコールセンターもしくは最寄りの都道府県労働局およびハローワークまでお問い合わせ下さい。

[<詳しくはこちら>](#)

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

